

議案第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 26 年 4 月 24 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例を改正する必要が生じ、平成 26 年 3 月 31 日に狭山市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

狭山市税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

狭山市長 仲 川 幸 成

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2の見出し中「第9項」を「第8項」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第18条の9の4第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第18条の9の4第2項を削る。

附則第18条の9の5中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第23条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22

項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 3 第 10 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 23 条の規定の適用については、同条中「、第 35 項若しくは第 40 項」とあるのは、「若しくは第 35 項」とする。